○内閣府令第三十二号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び第二十九条第五項並びに警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　長官官房（第二条―第十八条）	第一款　長官官房（第二条―第十四条）
第二款　生活安全局（第十九条―第二十四条）	第二款　生活安全局（第十五条―第二十二条）
第三款　刑事局（第二十五条―第三十五条）	第三款　刑事局（第二十三条―第三十五条）
第四款　交通局（第三十六条―第四十条）	第四款　交通局（第三十六条―第四十二条）
第五款　警備局（第四十一条―第四十九条）	第五款　警備局（第四十三条―第五十四条）
第六款　サイバー警察局（第五十条）	第六款　情報通信局（第五十五条―第六十条）
第七款　警察庁顧問（第五十一条）	第七款　警察庁顧問（第六十一条）
第二節　附属機関	第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第五十二条―第七十八条）	第一款　警察大学校（第六十二条―第八十八条）
第二款　科学警察研究所（第七十九条―第九十九条）	第二款　科学警察研究所（第八十九条―第百九条）
第三款　皇宮警察本部（第百条―第百十九条）	第三款　皇宮警察本部（第百十条―第百二十九条）
第三節　地方機関	第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百二十条―第百五十八条）	第一款　管区警察局（第百三十条―第百六十七条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百五十九条―第百六十七条）	第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十八条―第百七十七条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十八条）	第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十八条）
附則	附則
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　長官官房	第一款　長官官房
（広報室）	（広報室）
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　広報室においては、警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号。以下「令」という。）第九条第六号に掲げる事務をつかさどる。	2　広報室においては、警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号。以下「令」という。）第八条第六号に掲げる事務をつかさどる。
［3・4　略］	［3・4　同上］